

# 沖縄工業高等専門学校後援会会則

(平成16年10月31日制定)

改正 平成17年5月 5日

平成18年5月27日

平成19年5月26日

平成20年6月 7日

平成21年5月31日

第1条 本会は、沖縄工業高等専門学校後援会と称し、事務所を沖縄工業高等専門学校内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、沖縄工業高等専門学校における教育・研究事業を支援するとともに、会員相互の交流・連携を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 学生の教育・研究活動の支援
- (2) 学生の課外活動の支援
- (3) 学生の進路指導の支援
- (4) 学生の福利厚生への支援
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

## (組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 在学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者のうち理事会で承認される者

第5条 本会の円滑な運営を図るために、本会に後援会支部及び事務局を置く。

2 支部組織については、別途定める。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

## (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在若しくは事故あるときは、これを代行する。
- (3) 理事は、会務を処理する。
- (4) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

## (役員を選出)

第8条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、正会員のうちから理事会において選出する。
- (2) 副会長は、正会員のうちから理事会において選出する。
- (3) 理事は、正会員のうちから各支部において選出する。
- (4) 監事は、理事を除く正会員のうちから理事会において選出する。
- (5) 顧問のうち1名は校長をもって充て、その他に置く場合は、会長が指名するものとする。

#### (役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合には、これを補充する。ただし、補充された役員任期は、前任の在任期間とする。
- 3 任期満了後、次期役員が決定するまでは、引き続き会務を行うものとする。

#### (会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

- 2 総会の議長は理事以外の参加会員の中から選出する。理事会の議長は会長が務める。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 5 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、必要に応じて開催するものとする。
- 6 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。
- 7 総会で行う事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業報告及び事業計画の決定
  - (2) 会則の改廃
  - (3) 役員選出報告
  - (4) 予算の決議及び決算の承認
  - (5) その他重要事項
- 8 理事会は、前項の各号に掲げる事項について、企画立案及び審議に当たる。
- 9 理事会は、緊急を要する場合、総会に代わって決議することができるが、この場合、総会への報告を必要とする。

#### (会計)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費の額及び納付方法は、次のとおりとする。
  - (1) 正会員の会費は、学生1名につき月額2,000円とし、毎年4月に12ヶ月分に相当する額を納付するものとする。
  - (2) 賛助会員の会費は、年額5,000円以上(1口5,000円を単位とする)とし、臨時納付するものとする。
- 3 寄付金は、会員及び篤志家の寄附による。
- 4 一旦納付された会費及び寄付金は返還しない。ただし、特段の事由がある場合、会長が認めたものについては、返還できるものとする。
- 5 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 前条第2項の規定にかかわらず、会費の納入を猶予することができるものとする。

- 2 会費納入の猶予については、別途定める。

#### (細則)

第13条 会則に定めない本会運営の詳細については、別途定める。

2 前項に規定する細則は、会長又は副会長が発議し、理事会の承認を得て制定する。

(事務)

第14条 本会の事務を処理するため、後援会職員を置くことができる。

附 則

- 1 この会則は、平成16年10月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第10条第2項第1号の規定にかかわらず、平成16年度に在学する学生の保護者である正会員の会費については、学生1名につき月額2,000円の12ヶ月分を一括して平成16年度中に納付するものとする。

附 則 (平17. 5. 5)

この会則は、平成17年5月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平18. 5. 27)

この会則は、平成18年5月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平19. 5. 26)

この会則は、平成19年5月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平20. 6. 7)

この会則は、平成20年6月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平21. 5. 31 )

この会則は、平成21年5月31日から施行し、平成21年4月1日から適用する。